

第3章 子ども・若者施策の展開

1 子ども・若者への支援

(1) 「確かな学力」と徳のある人間性の育成

学校教育を中心に、「確かな学力が育つ授業」の充実に向けて、基礎・基本の確実な習得と、それらを活用して思考、判断、表現の能力を高め、主体的に学習に取り組む姿勢を育て、これらを育成する学習機会の充実を図ります。

そして、子ども・若者の社会的自立を支援し、社会の能動的形成者として成長するための学習を充実させます。

ア 家庭教育への支援

子ども・若者に、基本的な生活習慣、モラルやマナー、他人を思いやる心、感動する心、健やかな体を育むため、家庭教育は重要な役割を果たします。

そこで、家庭における親子のふれあいの大切さを啓発し、親学を推進するなど、子どもを育てやすい環境整備に努めます。

・地域の人材を活用した家庭教育支援の推進、PTA活動への支援

◆社会教育課

富士山まちづくり出前講座の中で各種、家庭教育へのアドバイスを行い、幼稚園・小学校・中学校などの単位で家庭教育学級を組織し子育ての応援をします。また、PTAの母親学級の活動を支援します。

・「宮っ子、早寝・早起き・朝ごはん」調べの実施

◆学校教育課

各学校の保健主事を中心に、平成13年度より継続的に、朝食摂取率、栄養バランス、就寝時刻、起床時刻、睡眠時間を年に2回、市内全児童生徒を対象に調査を実施します。調査データを分析し、保護者と協力して、子どもたちの生活習慣の改善に努めます。

・食育啓発リーフレットの活用

◆学校教育課

平成22年度文部科学省より委託を受け、栄養教諭を中心とした食育推進事業の一環として「家庭のための食育啓発リーフレット」を作成し、全児童生徒の家庭に配布しました。「早寝・早起き・朝ごはん」や「食卓の日」の意義や、「宮っ子オリジナル朝食コンクール」のメニューを載せるなど、食育の大切さを保護者へ啓発する資料として活用します。

・健康教育部会「そらいろ通信」の発行

◆学校教育課

健やかな心と体、豊かな人間関係をつくることができる子、また、命の大

切さがわかる子に育って欲しいと願い、富士宮市健康教育部会「こころ班」が、「そらいろ通信」を発行します。

・家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会の体制強化 ◆福祉総合相談課

総合的な推進体制の整備については、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、労働、住宅など多岐分野にわたっていることから関係諸機関や諸団体・グループなどと連携・協力して、家庭や市民、企業など幅広く子育てへの关心や理解を深め、子育てを社会全体で支援していく環境づくりを進めます。

関係諸機関との連携体制の強化については、富士宮市要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を随時開催し、児童虐待問題等さまざまな支援をする児童の早期発見、早期支援についての協議検討に取り組みます。

また、生活環境や育児でのストレスを抱えた保護者の支援についても関係諸機関と協議し対応を進めます。

・地域の実態に合った子育て支援の推進及び保育の充実 ◆子ども未来課

子育ての不安や子育て中の孤立感を解消するため、子育て支援センターの設置や育児経験者による育児相談の受付、地域の区民館等で実施されている子育てサロンへの支援を行います。また、保育所での通常保育をはじめ、一時保育などの特別保育を充実させます。

・子どもが健やかに育つための支援 ◆健康増進課

妊娠中や乳児期、幼児期に子どもが自己肯定感を持てるような子どもへの関わりの大切さの啓発や、具体的な関わり方について教室、相談、健診時の指導等をとおし支援します。

・乳幼児虐待の予防 ◆健康増進課

乳児全戸訪問、養育支援訪問、健康教育等により乳幼児の虐待を防止する取り組みを行います。

イ 道徳教育・人権教育の充実

学校教育を中心に、コミュニケーション能力や人間関係づくり、高齢者や障害のある人を思いやる福祉の心を育むとともに、児童生徒が生活している地域への愛着を高めるため、自然体験や社会貢献活動、地域学習などさまざまな体験活動の機会の充実を図ります。

また、児童生徒が自らの人権が尊重される体験を大切にするとともに、コミュニケーション能力や規範意識等を育てるため、発表・討論などの能動的な活動を通して、道徳教育、人権教育の充実を図ります。

・道徳教育の充実(小中連携道徳教育推進事業)**◆学校教育課**

人間関係が希薄化し、うまく人とかかわれない子、家庭や地域の中で正しい道徳的価値に触れられず育ってきた子どもが目につくようになってきました。心の安定、よりよい心の育ちを願い、実施します。

・「人間関係づくりプログラム」の活用推進**◆学校教育課**

子どもたちに人間関係づくりのスキルを身に付けさせるために、系統的に実施します。互いの信頼関係を高め、自尊感情や自己効力感をはぐくみたいと考えます。

・男女平等を推進する学校教育の充実**◆学校教育課**

個人の尊重や男女の平等など、人間としての権利に基づく男女共同参画への理解を深めるため、道徳や特別活動を中心に入権教育を実施します。

・わくわくポニー教室の実施**◆学校教育課**

ホースセラピーは、幅広い年齢を対象に、また、障がい児・者、不登校、ひきこもり等の子どもたちに対してもメンタルヘルスケアを図る上で効果があると考え、わくわくポニー教室を実施します。

・ホースセラピー教室の実施**◆社会教育課**

相談センターの適応指導教室への通級者への心のケアとしてホースセラピー教室を実施します。

ウ 地域学習の推進

学校教育における総合的な学習の時間などで、地域の特色を生かした探求学習「富士山学習PART II」など児童生徒が生活している地域への関心を高めるための地域学習を推進します。

・地域の特色を生かした探究学習「富士山学習PART II」の推進 ◆学校教育課

地域とのかかわりを大切にしながら、地域を素材とした学習を市内全小中学校で取り組みます。この学習を通して、郷土愛、感動する心、誇りと自信の涵養を図り、子どもが本来もっている知的な好奇心、知的な興味関心を大切にし、学び方を身に付けます。

・食農体験活動の促進、富士宮田んぼの学校の実施**◆農政課**

「富士宮田んぼの学校」と題し、幼児から大人まで、多くの人に「お米づくり」に参加していただくことで、「いのちの大切さ」や「食のありがたさ」「安全安心な農業」について考えるきっかけにしていただきたいと思い、フードバレー推進事業の一つとして、白糸地区の田を利用し、手植えによる稻作を行います。また、「中山間地域等直接支払制度」に基づく協定集落の農地保全活動として、農業生産の維持と多面的機能の確保に取り組む集落において、耕作

放棄地発生防止の一環として、地元小学校との協働で児童の農体験作業を実施します。

エ 健康・安全に関する学習の推進

子ども・若者の自立を育むため、健康安全についての学習はきわめて大切です。子ども・若者が健康な心と身体を獲得することを支援し、健康の源である「食」の学習を推進します。

安全に関しては、交通安全意識の向上のために、参加、体験型の交通安全教育を警察や関連団体と連携しながら推進します。

また、薬物乱用の有害性、危険性について正しい知識を身につけ、薬物乱用を防止するための取組を推進します。

・食育の推進

◆学校教育課

「食育」は、健康教育にとどまらず、生産者への感謝の気持ち、実際に作物を育てる体験、共に食卓を囲む喜び、食事マナーの習得等、幅広く子どもが学ぶことができる場です。心身の発達と共に社会性も育つと考えます。

・小児生活習慣病の予防対策

◆学校教育課

中学校1年生を対象に小児生活習慣病予防検診を行います。また、小学校3年生以上の肥満度40%以上の子どもを対象に、「こども健康教室」(肥満の子どもたちの健康診断)を年3回実施します。富士宮市医師会の指導のもと、学校医、栄養教諭、栄養士、体育科指導員、養護教諭等の協力を得て、医学的指導・栄養指導・運動指導を行います。

・「食卓の日」の普及推進

◆健康増進課

食卓を囲む（「共食」（共に食べる））ことは家族の絆を深めるとともに心の発達に重要な意味があり、社会のルールや、人との接し方を自然に学ぶ機会となります。対人関係を上手く築けないことによる社会問題が増えている中、「食卓の日」を推進します。

・正しい生活習慣を作るための支援

◆健康増進課

健康を保持・増進していくために正しい生活習慣を身につけることが大切です。生活習慣の基礎を作る乳幼児期から「早寝早起き」「規則正しい食習慣」など正しい生活習慣の支援を推進します。

・食卓を豊かにする家庭菜園入門講座の実施

◆農政課

「食卓を豊かにする家庭菜園入門講座」と題し、新鮮でおいしい旬の野菜を家庭菜園で栽培するための基礎知識について開講します。近年幼児家庭教育学級からの申し込みがほとんどですが、子ども若者に限らず申し込みがあ

れば、講座を受けています。

・交通安全教育の推進(交通安全リーダーと語る会、自転車乗り大会、トラックとダミー人形を使った交通安全教室)

◆学校教育課

交通事故防止のために、自らの命は自らで守る意識や判断力を身に付けることを大切に考え実施します。

・薬物乱用防止教育の推進

◆学校教育課

すべての小学校、中学校において専門家（警察・薬剤師）を講師に招いて薬学講座を開催します。

オ キャリア教育の推進

子ども・若者の社会的自立を目指して、勤労観や職業観を養い、経済的に自立していくことの重要性について学ぶための職業教育など、学校・地域・企業等が連携したキャリア教育の推進に努めます。高校生を対象とした職場体験を、市内企業で行えるよう、関係機関に働きかけることも必要です。

・雇用対策協議会をハローワークと共同で運営し、職場見学等を実施

◆商工振興課

集中支援策として、ハローワーク内に就職相談員（ジョブサポーター）を配置し、学生と中小企業を引き合わせることを目的に就職活動支援の強化を図ります。

・希望や夢をはぐくむキャリア教育の推進

◆学校教育課

○ 富士山学習PARTⅡ

将来の希望や夢をはぐくむために、小学校段階から総合的な学習「富士山学習PARTⅡ」等における産業や職業についての学習をキャリア教育と位置付け、計画性・系統性のある学習を進めます。

○ 職場体験

子どもたち一人一人が、自分の役割や生き方を展望し、実現をはかる目標に「職場体験」を行います。中学校2年生を対象に、市内全中学校で取り組みます。

○ 職業講話

「職業講話」を通じ、子どもが夢を抱ける場の設定を積極的に行います。チームボランティア支援事業等により、外部人材を活用し、職業の内容、やりがい、就職までの道のりなどを、直に学ぶ機会を作ります。

○ 卒業生一日先生の日

「卒業生一日先生の日」を市内全小中学校で実施し、実際に社会で活躍して

いる卒業生の生き方に接し、その姿から、学ぶことや働くことの意義や前向きに夢をもって生きることについて考える機会とします。

力 消費教育・環境教育の推進

近年商品やサービスの勧誘方法が一部で悪質・巧妙化し、社会経験が浅い若者が消費トラブルに巻き込まれています。こうしたトラブルに巻き込まれることを防止し、自立した消費者として、商品やサービスを選択する能力を養うため、学校、家庭、地域などにおける消費教育を推進します。

今日の環境問題は、適切に対応していくためには、自ら進んで環境に配慮し、自発的な実践活動に取り組むことができる能力を身につけることが重要です。このため、調査活動、自然とのふれあいなど多様な体験活動を通して、環境教育に取り組みます。

・消費教育の推進出前講座の実施

◆市民生活課

情報を正しく理解してトラブルに巻き込まれないようにする。富士山まちづくり出前講座において「悪徳商法・契約トラブルに巻き込まれないために」を実施します。

・学校における環境教育の推進

◆学校教育課

富士山学習PARTⅡや教科学習等において、地域の自然や水などを素材に、環境について調査活動を行う中で、自らも環境を守ろうとする思いをはぐくみます。

・環境に関する学習と環境教育の推進

◆環境企画課

アースキッズ事業の実施、こどもエコクラブ活動の推進、富士山まちづくり出前講座の開催環境月間ポスターコンクール及び「地球にやさしい学校」認定事業を実施します。

キ 情報教育の推進

子ども・若者に、情報通信機器の正しい使い方を確実に身につけさせるとともに、一人一人が情報を取捨選択し、判断し、相手のことを考えて発信する能力、情報を扱う上でのモラルや責任感などを養う情報教育を推進します。また、ケータイの利用によるトラブルから子ども・若者を守るための取組を推進します。

・情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施、生徒指導主任研修会の開催

◆学校教育課

生徒指導主任・主事の研修会において、インターネットや携帯の掲示板への書き込みやプロフィール等の問題を協議し、対応策などを話し合います。

・「静岡県ケータイルール」の啓発、「ケータイ等の安全教室」の推進

◆社会教育課

富士山まちづくり出前講座の中に、「青少年を取り巻く環境について」というテーマの講座を設定し、実施します。また、PTAと協力し、サイバーパトロールを業者に依頼し、子どもたちのインターネット等への介入状況を把握し、各学校へ情報として発信します。

(2) 自立基盤となる活動等への参加の支援

人は、家庭や学校、職場、地域など様々な場での出会い、関わり合いや体験を通して社会性を身につけるとともに、個人の資質、能力を伸ばすことができます。その過程で自らの特性を自覚し、周囲から承認されることによって、その良さを生かすことができます。

ア 社会参加の支援

子ども・若者の社会性を育むためには、地域における様々な人々との交流が必要です。このため、子ども・若者が地域の人々と交流することができる奉仕活動や防災活動などへの主体的な参加を支援していきます。社会貢献活動に子ども・若者が参加することは、自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会となります。

小学生・中学生・高校生が福祉施設を訪問し、高齢者や障がい者とのふれあいを通じ、福祉の心を養うことも重要です。

そこで、社会貢献活動に身近に取り組める機会を提供し、子ども・若者の主体的なボランティア活動への参加を支援していきます。

・小学生ボランティア講座・中学生ボランティア講座の企画実施

◆社会教育課

自分の意志でボランティア活動に参加し、様々な活動を通して自分を取り巻く人たちの喜ぶ姿を見て・聞いて・感じて、自分自身も幸せな気持ちになり心豊かに成長していく支援をします。

・幼児・児童生徒の地域の防災訓練への参加促進、次世代の防災リーダーを育成するための研修会の開催

◆防災危機管理室

児童生徒の防災訓練への参加促進については、自主防災会の役員、学校関係者、市の防災担当者により構成され、各小中学校で開催される「避難所運営連絡会」で、自主防災会の役員及び学校関係者に対して、地域で実施される防災訓練への児童生徒の参加について依頼します。

また、次世代の防災リーダーを育成するために、各小中学校から依頼を受けて開催する「富士山まちづくり出前講座」や児童生徒が訪問した際に行わ

れる「防災研修会」を積極的に実施します。

・**福祉教育の充実**

◆**学校教育課**

富士山学習PARTⅡでの高齢者や障がいのある方へのインタビューや学区探検等を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインについて学び、アイマスク体験や車いす体験等を実施します。

イ 文化・スポーツ活動への参加の支援

文化活動を通じて、子ども・若者の創造力を培い、新たな文化の創造や伝統文化を継承する役割を担っています。

スポーツ活動は、子ども・若者にとって、達成体験により自己肯定感を高め、忍耐力、フェアプレイ精神を育む上で重要な役割を果たしています。そのため、子どもの頃から文化活動やスポーツを通じて、多様な交流や自己実現を図ることができる環境づくりをするとともに、子ども・若者の主体的参加を支援します。

・**文化活動を通して教養を高める**

◆**富士山文化課**

子どもが本物の文化に触れる機会の提供、市民に対する文化情報提供「ふるさとの歴史に学ぶ」「俳句初級入門」等の出前講座を実施します。

・**スポーツ活動を通して基礎体力の向上と仲間づくり**

◆**スポーツ振興課**

年代を問わず、それぞれの志向や体力に合わせて選択できるスポーツ教室やスポーツイベントを実施します。

ウ 自然体験活動への参加の支援

自然体験活動を通じて様々な体験を仲間とともに積み重ねることは、互いを認め合うことの大切さや主体的に生きる喜びを気付かせてくれます。

子ども・若者の自然体験活動への主体的参加を支援します。

・**河川清掃、緑地保全活動の実施**

◆**花と緑と水の課**

神田川・湧玉池一斉清掃では、川のまわりのゴミ拾い、雑草の草取りを行います。育樹祭では、植樹地で樹の生育を促す除草を行います。

・**自然公園での観察会など学習機会の提供**

◆**花と緑と水の課**

自然公園観察会では、貴重な植物などの観察会を実施します。

・**水生生物調査教室などで学習機会の提供**

◆**生活環境課**

水生生物調査教室では、川にすむ生物を調べその川の水質を調べます。

・**市立の青少年教育施設主催の魅力ある事業の促進**

◆**社会教育課**

自然体験、生活体験、対人関係を深める体験などが多いものほど、自分が

役に立っていると考える「自己有用感」や自分は価値のある存在だと考える「自己評価」が高いといわれる調査結果が出ていることから、子ども・若者の成長に応じた豊かな体験・活動の場や活動の機会を提供することが必要です。

エ 多文化共生・国際交流活動の推進と外国人への支援

子ども・若者が、国際社会の一員であることを認識し、自国の文化を尊重するとともに、異なる文化に対する理解を深めることができるよう、種々の多文化共生・国際交流事業への参加を支援します。また、外国人の子どもの社会的自立に向けた教育相談などの支援を行う体制を整備します。

・外国語活動及び英語科における国際理解教育の推進

◆学校教育課

外国語活動や英語の授業を通して、子どもたちは多様な文化の存在を知り、日本の文化と異文化との比較によって、様々なものの見方や考え方があることに気付きます。また、異なる文化をもつALTなどの外国人との直接交流を通して、体験的に文化等の理解を深めます。

・アメリカニーダム市、韓国栄州市との交流

◆学校教育課

外国との交流活動を通して、文化や習慣の違いを乗り越え、互いに尊重し合うことのできる人間関係づくりの力を高め、国際化時代にふさわしい青少年の健全な育成を目指します。

・外国人児童生徒相談体制の整備

◆学校教育課

外国人児童生徒トータルサポート事業による相談員等や、市国際交流協会ボランティアの協力を得て、日本語支援を行います。

・市民交流事業の実施

◆市民生活課

日本文化や外国文化の体験を通して広く国際理解を推進し、外国籍市民との交流を図るために国際交流フェスティバルの開催、外国語教育の推進として英語・中国語・韓国語講座の開講、国際感覚などの涵養や国際協力などの意識づけのために、国際理解講座を開催します。

・外国籍市民の支援

◆市民生活課

日本語を母語としない外国籍市民を対象にした日本語教室の開講や外国籍児童生徒に対する日本語教育の支援、高等学校進学に向けての外国籍生徒を対象にした進路相談会、外国籍市民の防災意識を高めるために防災訓練を実施します。

2 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

(1) 困難を有する子ども・若者支援と関係機関のネットワーク（横の連携）

ニート、ひきこもり、不登校等の問題の解決のためには、生活支援、就労支援、教育支援など、多方面で総合的な支援を必要としています。その支援策として、関係機関、民間支援団体との連携を構築するとともに、本人や家族を支援するために、相談、支援機能の充実強化、人材養成、就業支援など、実効性のある支援をします。

そして、富士宮市子ども・若者支援協議会の設置促進に取り組むことにより、困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な支援機関がネットワークを形成し、「横の連携」による取組を推進します。

・総合的な支援体制の整備、悩みを有する子ども・若者を対象とした体験活動の推進

◆社会教育課

相談センターにおいて、近隣の畠において指導員による農業体験を行います。体験活動が不足しているため、ホースセラピーを今後取り入れます。

・家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会の体制強化(再掲)

◆福祉総合相談課

総合的な推進体制の整備については、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、労働、住宅など多岐分野にわたっていることから関係諸機関や諸団体・グループなどと連携・協力して、家庭や市民、企業など幅広く子育てへの关心や理解を深め、子育てを社会全体で支援していく環境づくりを進めます。

関係諸機関との連携体制の強化については、富士宮市要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を隨時開催し、児童虐待問題等さまざまな支援をする児童の早期発見、早期支援についての協議検討に取り組みます。

また、生活環境や育児でのストレスを抱えた保護者の支援についても関係諸機関と協議し対応を進めます。

・不登校いじめ対策室代表者会の実施

◆学校教育課

児童生徒の不登校及びいじめについての現状把握及び予防対策等、学校への適切な指導等を行います。

・不登校対策支援員の配置

◆学校教育課

別室登校児童生徒への学習支援を主に行います。相談センターと学校との橋渡しをし、学校復帰を目指す児童生徒を支援します。

・特別支援教育の充実

◆学校教育課

幼稚園・保育園・小学校・中学校の縦のつながりと医療、福祉、労働諸機関との連携を図り、各校におけるケース会議や教育相談の実施等、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。

・男女共同参画センターの利用

◆社会教育課

ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族への支援に関する貸出し図書等の充実及びあざれあ図書室の利用促進で連携をはかります。

・相談家族への支援等の実施、ひきこもりに関する相談

◆福祉総合相談課

ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども等の相談に応じ、適切な支援及びサービスや機関、制度の利用を紹介します。

(2) 困難を有する子ども・若者への継続的な支援（縦の接続）

中学校卒業後進学しない者又は高等学校中退者は、ニートとなるリスクが高くなっています。

内閣府の「ひきこもりに関する実態調査」では、「職場になじめなかつた」「就職活動がうまくいかなかつた」など就労に関わる問題により、社会にうまく適応できなかつた若者がひきこもる姿が浮かび上がっています。つまり、すべての子ども若者がニート、ひきこもりになる可能性があるのです。

そこで、すべての子ども・若者対象に、中学校及び高等学校の進路指導やキャリア教育において、「支援機関マップ」等を利用して、以下に示すような情報を提供する必要があります。

- ・地域若者サポートステーションやヤングジョブステーションなどの就労支援機関
- ・職業訓練機関
- ・通信制・定時制高等学校など「学び直し」の機会
- ・高等学校卒業程度認定試験の受験方法
- ・精神保健福祉センターなど精神保健福祉に関する相談に応じる機関
- ・社会保険や生活保護などの社会福祉に関する相談に応じる機関

そして、社会生活を営む上で困難を有する若者を援助する就労支援機関や相談機関等への橋渡しを行う役割を担うコーディネーターを育成し、N P O やボランティアとの協働を進めることにより、「縦の接続」による支援に努めます。

・「富士宮市子ども・若者支援協議会」の設置推進

◆社会教育課

府内でワーキンググループを設置し、検討を進めます。その中で平成25年度には「富士宮市子ども・若者支援協議会」を立ち上げるため、そのメンバーと考えている保護司、民生委員・児童委員、警察、学校関係者、学識経験者などで構成する富士宮市青少年育成センター運営協議会の会議の中で、助言をいただきます。

・支援機関リストの作成と普及

◆社会教育課

青少年相談センターを基本的な窓口として相談業務を行います。また、相談内容によっては他の相談機関と連携します。

・NPO等との協働の推進

◆市民生活課 ◆社会教育課

富士宮市では、NPO等の市民活動団体を支援し市民協働を促進することを目的に「NPO等市民協働促進事業」を行います。この事業は、NPO、ボランティア団体等の市民活動団体が行う講演会、学習会、講座等の市民を対象とした企画を募集し、選考、採択された企画を市の委託事業として市民活動団体へ委託し市民活動の促進を図っているもので、NPO等市民活動団体が行う各種の協働活動を支援します。

中でも、子ども・若者が関わるものは、社会教育の推進を図る活動や子どもの健全育成を図る活動をします。

(3) 相談業務の充実

ひきこもりや不登校の子ども・若者の多くは、家庭や学校生活などで様々な悩みや不安を抱えています。そこで、相談を必要とする子ども・若者やその家族が相談しやすい体制をつくり、富士宮市青少年相談センターの電話相談、面接相談、適応指導教室で相談や指導を行います。

学校教育における児童生徒のケアについて、スクールカウンセラーの配置を拡大するなど教育相談体制を充実するとともに、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築きながら、きめ細かな指導によるひきこもり、不登校などの未然防止と早期発見、早期対応を図ります。

・スクールカウンセラーによる支援

◆学校教育課

スクールカウンセラーにより、児童生徒への面接相談はもちろん、教師や保護者が助言・援助を受けることにより、教師や保護者自身が対応能力を高めます。このことにより、学校における相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ります。

・特別支援教育相談員の配置

◆学校教育課

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことで、子どもは自立への道を確かに歩んでいます。専門的立場から教師、保護者といっしょに、子どもに応じた適切な支援を考え、行っていくことで、子ども一人一人の困り感を取り除き、子どもは生き生きと学んだり、人とよりよくかかわったりすることができるようになると考えます。

・家庭支援電話相談

◆子ども未来課

ひとり親相談員の設置による電話や面談により、ひとり親家庭への相談業務の充実を図ります。

・教育相談、児童相談、児童相談活動推進事業

◆社会教育課

青少年相談センターにおいて、悩みや不安をかかえる青少年や子どものことで悩んでいる保護者・関係者の相談に応じます。具体的な業務としては、電話相談・面接相談とほほえみ教室（適応指導教室）を行い、発達障害を心配される方への専門検査も実施します。

・福祉総合相談の推進

◆福祉総合相談課

福祉初期総合相談を行い、支援に必要な機関・専門職等と連携し支援体制を構築します。また、市のホームページを活用し相談窓口の周知も行います。

・男女共同参画センターにおける女性のための電話面接相談

◆社会教育課

女性が日々の生活の中で感じている悩みについての相談を実施するため、対応できる相談員の育成をはかると共に研修を行います。

・うつ、自殺対策

◆健康増進課

エジンバラ問診票（産後うつ問診票）によるスクリーニング、がん等各種検診時における質問票によるスクリーニングを実施し、うつの早期発見及び早期の対応支援を行います。また、うつに対する知識の普及やゲートキーパー（こころのサポート）養成を行い、うつの早期発見や早期受診への支援、見守りを行います。こころの健康について家庭教育学級等の健康教育（出前講座）を実施し、うつの啓発予防、早期発見の支援を行います。

（4）困難を有する若者への就業支援

社会生活を営む上で困難を有する若者の職業的自立を支援するためには、基本的な能力の養成にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要です。

そこで、困難を有する若者やその家族に対して専門的な相談、各種プログラム、職場体験、ネットワークを活用した誘導など多様な支援を行う、しづおかライフサポートセンター岳南等と連携し若者の就業を支援します。

・就職を目指す若者の相談を、ライフサポートセンター岳南等との連携

◆商工振興課

公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会ライフサポートセンター岳南が就労訓練、学習支援、社会体験、就労支援を実施します。

(5) 困難を有する子ども・若者への総合的な支援体制

富士宮市では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するために、個別の具体的支援を行います。平成25年度に立ち上げる「富士宮市子ども・若者支援協議会」が、困難を有する子ども・若者の個別ケース支援を行います。県の精神保健福祉センター、児童相談所などの関係機関との連携を強化することにより、相談体制の充実を図ります。

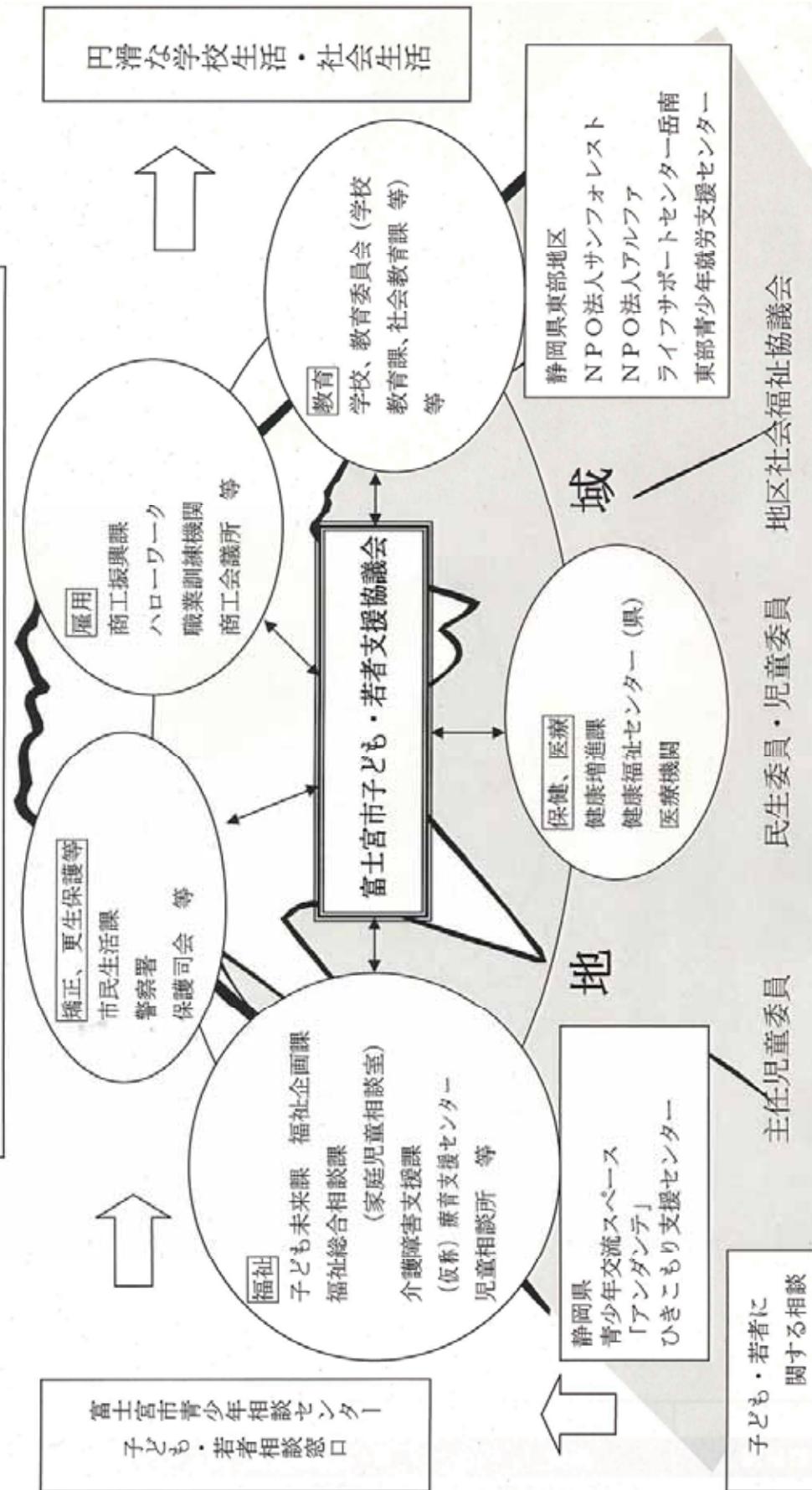
ア 「富士宮市子ども・若者支援協議会」のイメージ

「富士宮市子ども・若者支援協議会」を構成するすべての者が、秘密保持を厳守することにより、相談者に対して安心して相談できる環境を整備するとともに協議会における積極的な情報交換による支援体制の強化を行います。

「富士宮市子ども・若者支援協議会」は、国及び地方公共団体の機関、NPOその他の団体並びに学識経験者・地域の支援者等であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの子ども・若者育成支援に関する分野に従事する者で構成します。

富士宮市子ども・若者支援協議会 イメージ

子ども・若者の自立 支えあう家庭・地域



<富士宮市の子ども・若者と連携する支援機関・団体及び個人>

分 野	機 関・團 体	個 人
教育	教育委員会、静岡県総合教育センター、学校(大学を含む) フリースクール	校長その他の教員、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、学校支援心理アドバイザー
福祉	福祉事務所、社会福祉施設、児童相談所、発達障害者支援センター、ひきこもり地域支援センター、社会福祉協議会、(仮称) 療育支援センター※1	児童指導員、保育士、家庭相談員、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉士、児童福祉司、臨床心理士等心理士、保健師
保 健、医療	静岡県健康福祉センター、静岡県精神保健福祉センター、富士宮市保健センター、医療機関、薬局	医師、歯科医師、看護師、保健師、臨床心理士等心理士、精神保健福祉士、薬剤師
矯 正、更 生 保 護 等	保護観察所、少年鑑別所、警察、少年サポートセンター	保護司 更生保護女性会
雇 用	地域若者サポートステーション事業、東部青少年就労支援センター、N P O等の就労支援団体、ハローワーク、職業訓練機関、ヤングジョブステーション、N P O法人サンフォレスト、N P O法人アルファ、ライフサポートセンター岳南、商工会議所	キャリア・コンサルタント
総 合 相 談 等	子ども・若者相談窓口※2 県民生活センター、県青少年交流スペースアンダンテ、子ども・若者の支援に携わるN P O等	少年補導委員

※1 (仮称) 療育支援センター：平成 26 年度開設予定。

※2 子ども・若者相談窓口：富士宮市青少年相談センター内に設置する。

「富士宮市子ども・若者支援協議会」では、困難を有する子ども・若者の相談や支援の個別ケースにおいて、その事情によりいくつかの関係機関がネットワークを結んで支援します。例えば、経済的理由による高等学校中途退学者には、高等学校と、商工振興課、ハローワーク等の雇用関係機関や、福祉総合相談課、富士宮市社会福祉協議会等の福祉関係機関がネットワークを結んで支援します。

そこで、個別ケースにおいて、いくつかの関係機関をつなぐ調整機関（事務局）の役割が必要となります。「子ども・若者相談窓口※2」に寄せられた相談内容を把握し、関係機関との連携を図るのが「富士宮市子ども・若者支援協議会」事務局の重要な役割です。

困難を有する子ども・若者やその家族にとって、最寄の支援機関に相談することは、決して簡単ではありません。そのため、気軽に相談できる場所の環境整備とともに、支援機関に相談することを勧める民生委員・児童委員等の地域住民の協力も重要です。また、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の支援は、長い時間が必要なことから、長期間にわたり継続的に支援のできるN P Oや地域等との協働も必要です。

イ 「富士宮市子ども・若者支援協議会」の運営方法

「富士宮市子ども・若者プラン」は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

そして、それぞれの機関が一堂に会し、互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要があります。設置主体は①構成機関の代表者によって組織される代表者会議②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別検討会議です。

・困難を有する子ども・若者、その家庭への総合的な支援体制 ◆社会教育課

市の各課が連携協力し、警察、保護司会、民生委員・児童委員等の協力のもと計画を推進します。

本会は「富士宮市子ども・若者支援協議会」とし、社会教育課に事務局となり、富士宮市青少年相談センターに相談窓口を置きます。年に2回の定例会を行い情報交換をしていきます。特に必要と認めたときには、臨時に関係諸機関を召集し会を行っていきます。場合によっては、県の専門機関と連携を取り相談・問題解決に努めます。

3 子ども・若者を取り巻く地域環境づくりの推進

(1) 家庭・学校・地域等の連携の支援

ア 地域活動等に積極的に関わる環境づくりの推進

子ども・若者が大人になるには、社会参加への機会の確保が重要です。

そこで、子ども・若者が地域活動等に積極的に関われる環境づくりが必要となります。具体的には、NPOや地域活動を行っている団体と協働して積極的な地域参加を促進します。

家庭、学校、地域のそれぞれが持つ力を引き出すために、家庭教育支援を行う取組、地域の教育力を活用した「開かれた学校づくり」、放課後の居場所や様々な活動の場づくり等の取組を行います。

そして、家庭、学校、地域において、若者が社会の一員として役割を担う機会をつくります。

・高齢者との世代間交流の促進

◆福祉企画課

地域の地区社会福祉協議会の活動として、子どもから高齢者まで参加する三世代交流等のイベントを地区ごとに開催します。

・男女共同参画センターにおける学習機会の提供等

◆社会教育課

生活上様々な困難を抱える人を対象とした講座を男女共同参画セミナーで実施します。

・男女共同参画センターにおける女性のための電話面接相談(再掲)

◆社会教育課

女性が日々の生活の中で感じている悩みについての相談を実施するため、対応できる相談員の育成をはかると共に研修を行います。

・放課後児童クラブの運営・支援、父親の子育て参加啓発、異年齢の子どもの交流促進

◆子ども未来課

市内 21 小学校区のうち 18 小学校区で 25 の放課後児童クラブを開設し、子どもたちの生活の場を提供し、遊びや学習を通して児童の健全育成を図ります。

・地域の人材を活用した家庭教育支援の推進、地域コーディネーターの養成、通学合宿・学校支援地域本部の設置推進

◆社会教育課

学校支援地域本部事業を設置し、地域コーディネーターを中心に地域ボランティアの発掘を行い、学校とのパイプをつなげます。地域の指導者養成として「カウンセリング講座」「レクリエーション講座」を開催しています。各種指導者をリーダーとして通学合宿を行います。

イ 地域における子ども・若者の社会参加の支援

地域では、人と人とのつながりの希薄化や教育力の低下が指摘されています。そこで、将来の地域を担う子ども・若者に、地域活動に参画させるなど活躍できる場を用意し、地域の教育力の向上に努めます。

子ども・若者には、防災活動、祭典、ボランティア活動などにおいて、それぞれの地域で力を発揮することが期待されています。そこで、子ども・若者が、それぞれの地域において、自身の持つ力を地域社会で発揮する取組を支援します。

・子ども会連合会の運営支援及び児童の健全育成を図る事業の委託

◆子ども未来課 ◆社会教育課

各児童クラブの育成会は、市から委託を受け、保護者をはじめ地域の人材を活用して放課後児童クラブの運営を実施し、児童の健全育成を図ります。

(子ども未来課)

子ども会活動の活発化を目指して「親子写生大会」「ドッジボール大会」を実施します。児童館・勤労青少年ホームでは各種教養を高める講座や、若者の出会いの場の提供を行います。

(社会教育課)

・農業青年の資質向上と情報交換ネットワークづくりを推進、農業者研修大会実施

◆農政課

富士宮市農業振興推進協議会では、農業者相互の交流を深めるとともに、農業者としての資質向上と後継者の育成を図ることを目的に、技術の研究や生活改善について、青年、女性農業者の主体的な実績・意見の発表、研修の機会を設けます。

・「親子で知ろう富士宮の酪農」の実施

◆農政課

市内在住の親子を対象に乳搾り、バター作り、牛へのエサやりを体験し触れ合うことで食・命の大切さを実感するとともに畜産及び酪農についての理解を深めてもらうため酪農体験を実施します。

・青少年健全育成を図る事業の実施及び団体の助成

◆社会教育課

各校区の青少年育成連絡会の活動を推進するための助成や、青少年指導員協議会への支援を行います。

・ボランティア活動の推進

◆社会教育課

小学生ボランティア講座・中学生ボランティア講座を設定しボランティア体験をする機会を提供します。その他の行事の場面でも募集をかけるなどボランティア体験の場面を提供します。

ウ 犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進

学校等における安全教育の充実と安全管理の徹底を図るとともに、子ども・若者が安心して外出や外遊びができる環境を整備します。

・不審者対応訓練の実施

◆学校教育課

警察との連携により、学校に不審者が侵入した場合の対策や、子どもたちが登下校中、不審者と遭遇したときの対応等の訓練を実施します。また、地域の協力を得て「かけこみ 110 番の家」の確認なども行います。

・防犯に関する研修の開催

◆市民生活課

毎年各区長に推薦をしていただいた方を対象に実施している「防犯まちづくり推進講座」を実施し、地域防犯活動の裾野を広げることで市民による自主的な防犯活動を促進し、地域の安全確保と防犯意識の高揚を図ります。また、富士山まちづくり出前講座に「防犯まちづくり出前講座」をメニュー化しており、要望に応じて講座を開催します。

・地域住民による見守り活動の推進

◆市民生活課

新たに防犯活動を開始する区に対し、地域防犯活動事業費の補助や、パトロール時に使用する防犯ベストや青色指示灯の貸出を実施します。また、地域で開催される防犯の集会などの機会を捉え、地域防犯活動に役立てていただくため、市の施策等を説明します。

・地域住民による見守り活動の推進

◆社会教育課

社会教育課内に青少年育成センターを置き、その中で青少年指導員協議会を組織し、常時活動として月 2 回の地域の防犯パトロールを行います。また、夏・冬の県下一斉補導とあわせて巡視し、市のお祭りなどにもパトロールを行います。

(2) 現在及び将来に働く若者への支援

将来の社会を担う子ども・若者が職業的自立に必要な能力を身につけるとともに、経済的に自立していくことを支援します。そこで、企業等と連携や協働しつつ、各学校段階を通じキャリア教育を充実します。

学校を卒業又は中退後に、不安定な就労生活に入る若者が少なくないことを踏まえ、中退者やニート向けの職業訓練の機会を確保します。

・就職を目指す若者の相談を、ライフサポートセンター岳南等との連携(再掲)

◆商工振興課

公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会ライフサポートセンター岳南が就労訓練、学習支援、社会体験、就労支援を実施します。

**・農業青年の資質向上と情報交換ネットワークづくりを推進、農業者研修大会実施
(再掲)**

◆農政課

富士宮市農業振興推進協議会では、農業者相互の交流を深めるとともに、農業者としての資質向上と後継者の育成を図ることを目的に、技術の研究や生活改善について、青年、女性農業者の主体的な実績・意見の発表、研修の機会を設けます。

・希望や夢をはぐくむキャリア教育の推進(再掲)

◆学校教育課

○ 富士山学習PART II

将来の希望や夢をはぐくむために、小学校段階から総合的な学習「富士山学習PART II」等における産業や職業についての学習をキャリア教育と位置付け、計画性・系統性のある学習を進めます。

○ 職場体験

子どもたち一人一人が、自分の役割や生き方を展望し、実現をはかることを目標に「職場体験」を行います。中学校2年生を対象に、市内全中学校で取り組みます。

○ 職業講話

「職業講話」を通し、子どもが夢を抱ける場の設定を積極的に行います。チームボランティア支援事業等により、外部人材を活用し、職業の内容、やりがい、就職までの道のりなどを、直に学ぶ機会を作ります。

○ 卒業生一日先生の日

「卒業生一日先生の日」を市内全小中学校で実施し、実際に社会で活躍している卒業生の生き方に接し、その姿から、学ぶことや働くことの意義や前向きに夢をもって生きることについて考える機会とします。

・ファミリー・サポート・センターの設置促進、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援

◆子ども未来課

相互援助活動組織として設置したファミリー・サポート・センターは、会員相互の仕事と育児の両立支援の充実を図るため、会員数の増員や内容の充実、また、事業の啓発を促進します。一般事業所の次世代育成支援行動計画の策定の推進を図るため、一般事業主への啓発活動を促進します。

4 推進体制の整備・充実

(1) 市の体制の整備

教育次長を委員長とし、市の各課により組織する富士宮市青少年健全育成推進会議を中心に、全庁的な取組体制のもと、連絡調整を密にして、計画を推進します。

(2) 国・県との連携の充実

「子ども・若者育成支援推進法」では、第4条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

特に、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者支援について、富士宮市では、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係各課が、それぞれの取組について共通理解し、さらに効果的な支援の方策について検討します。

これまで以上に国、県との連携を図り、子ども・若者の育成支援を実施します。県には情報提供や連絡調整等の支援を要請します。

(3) 地域及び民間組織との連携の充実

子ども・若者育成支援に当たっては、行政機関と地域や民間組織が一体となって取組を進めていくことが重要です。このため、子ども・若者育成支援に取り組む自治会や町内会、ボランティア団体、NPO等の民間組織の活動の充実を促進するとともに、連携や相互の協働のもとに、子ども・若者の社会参加を推進します。

また、様々な困難を有する子ども・若者支援についての取組を推進しているNPO等の民間組織との連携を強化し、さらに支援体制を整備します。

(4) 目標・評価の設定

子ども・若者に関する施策の事業の多くは、その効果が数値としてすぐにあらわれるものでなく、長期的な視点に立つことが大切です。現在の事業を継続するとともに、社会情勢により変化する市民のニーズに応えるため、新たな事業を実施します。

ア 目標・評価の方法

対 象	指 標	目 標
子ども・若者関連事業の進捗状況	関連事業の実施計画ごとの評価	全事業における評価「A」の達成

子ども・若者関連事業の実施計画を毎年度設定し、目標を確実に達成できるよう努めます。

事業ごとに担当課にて毎年度あらかじめ目標を設定し、進捗状況を以下のとおり評価します。

- A (8割以上達成)
- B (5～8割未満達成)
- C (2～5割未満達成)
- D (2割未満達成)
- － (判定不能)

イ 進行管理

毎年、子ども・若者関連事業の実施状況の検証を行い、この結果を「富士宮市青少年健全育成推進会議」「富士宮市青少年育成センター運営協議会」に報告することで、本計画における基本施策の進捗状況を客観的に検証するよう努めます。また、必要に応じて「富士宮市青少年実態調査」を実施し、子ども・若者や保護者等の意識や行動を把握します。

これらの方針により、各種事業を通じた子ども・若者育成施策の効果を測るとともに、子ども・若者を取り巻く社会の変化などに応じた、より効果的な施策・事業を展開していくため、計画の見直しを行います。